

社会福祉法人・公益法人の事業譲渡に関する規定について

	社会福祉法人 (一部譲渡)	公益社団法人、公益財団法人(全部譲渡)	一般社団法人、一般財団法人(全部譲渡)	公益社団法人、公益財団法人(一部譲渡)	一般社団法人、一般財団法人(一部譲渡)
理事会	規定なし。ただし以下の規定が関連。 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。 一 重要な財産の処分及び譲受け 四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止(社会福祉法第45条の13第4項、同法第45条の14第4項)	規定なし。ただし以下の規定が関連。 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。 一 重要な財産の処分及び譲受け 四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条第4項、同法第95条第1項)		規定なし。ただし以下の規定が関連。 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。 一 重要な財産の処分及び譲受け 四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条第4項、同法第95条第1項)	
評議員会等	規定なし。ただし以下の規定が関連。 ・定款をもって「目的」「資産に関する事項」を定め、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。 ・定款の変更に係る評議員会の決議は、評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。(社会福祉法31条1項、45条の36、同法第45条の9第7項3号) ※定款絶対記載事項として「基本財産」(認可通知)	・事業の全部の譲渡をするには、社員総会又は評議員会の決議によらなければならない。(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第147条、第201条) ・事業の全部の譲渡に係る社員総会又は評議員会の決議は、評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条、第189条)		規定なし。	
行政の関与	定款の変更は、一部の場合を除いて、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。(社会福祉法第31条第1項、認可通知)	・事業の全部又は一部の譲渡をしようとするときは、行政庁に届出なければならない。(公益社団法人または公益財団法人の認定等に関する法律第24条1項2号)	規定なし。	事業の全部又は一部の譲渡をしようとするときは、行政庁に届出なければならない。(公益社団法人または公益財団法人の認定等に関する法律第24条1項2号)	規定なし。
債権者保護等	<p><利用者保護></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の同意なしに、事業者は他の事業者 서비스에提供義務等を移転することができない (免責的債務引受及び契約上の地位の移転、なおこれらは判例・学説上異論がなく、令和2年4月1日施行の改正民法に新設される) <p><債権者保護></p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権者代位権及び詐害行為取消権(民法 第三編 債権 第二章 契約 第三節 第二款) <p><雇用関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用 (民法 第三編 債権 第二章 契約 第八節) ・事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針(平成28年厚生労働省告示第318号) 				

※事業譲渡に関する規定については、「事業」「譲渡」の用語が明文化されている条文を掲載した。